

山梨県公報

第五百七十八号

令和七年

七月十日

木 曜 日

目 次

告 示

- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(二件)……………三七五
- 道路の区域変更……………三七五
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定(二件)……………三七六
- 指定納付受託者の指定(二件)……………三七六

公 告

- 行政文書の開示の実施状況……………三七七
- 個人情報保護条例の施行状況……………三七七
- 特別保護地区の指定について……………三七八
- 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………三七九
- 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更……………三八〇
- 随意契約の相手方の決定について……………三八〇
- 落札者の決定について……………三八〇
- 選挙管理委員会
- 不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示の一部改正……………三八一
- その他……………三八一
- あつせん員候補者の告示……………三八一

告 示

山梨県告示第二百十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和七年七月十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 富士観光開発株式会社 山梨県南都留郡鳴沢村字富士山八千五百四十五番六号

- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 山梨県立富士北麓駐車場の駐車料金
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和七年六月二十五日
- 四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和七年六月二十五日から同年九月十日まで
- 五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 現金

山梨県告示第二百十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和七年七月十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 総合警備保障株式会社山梨支社 山梨県甲府市太田町八番一号
- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 山梨県富士山吉田口県有登下山道使用料
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和七年六月十二日
- 四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和七年七月一日から同年十一月二十八日まで
- 五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 現金

山梨県告示第二百十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和七年七月三十一日まで一般の縦覧に供する。

令和七年七月十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 山梨市停車場線
- 三 道路の区域

区間	旧新敷地の幅員の別(メートル)	延長(メートル)

山梨市下神内川字林ノ上二二五番二地先から 山梨市下石森字雲林六一〇番二地先まで	
新	旧
一七・〇ノ 四六・三	六・二ノ 八・〇
七三八・〇	七三八・〇

山梨県告示第二百十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和七年七月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間
県道	塩山勝沼線	甲州市塩山三日市場字屋敷添三千三百七十五番二地先から 甲州市塩山三日市場字屋敷添三千二百八十五番一地先まで

山梨県告示第二百十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和七年七月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間
県道	塩山勝沼線	甲州市塩山小屋敷字畑屋敷千六百四十番六地先から 甲州市塩山三日市場字屋敷添三千三百七十五番二地先まで

山梨県告示第二百十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和七年七月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 山梨中銀ディーシーカード株式会社
山梨県甲府市武田二丁目九番四号
- 二 指定納付受託者を指定した日 令和七年六月十二日
- 三 指定納付受託者に納入させる歳入 山梨県手数料等収納キャッシュレス決済端末を利用して納付する手数料等
- 四 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類
 - 1 次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード
 - (一) VISA
 - (二) Master Card
 - 五 指定納付受託者の指定の期間 令和七年六月十二日から令和十二年十二月三十一日まで

山梨県告示第二百十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和七年七月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 株式会社ジェーシービー 東京都港区南青山五丁目一番二十二号
- 二 指定納付受託者を指定した日 令和七年六月十六日
- 三 指定納付受託者に納入させる歳入 山梨県手数料等収納キャッシュレス決済端末を利用して納付する手数料等
- 四 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類
 - 1 次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード
 - (一) JCB
 - (二) AMERICAN EXPRESS
 - (三) Diners Club
 - 2 次に掲げる電子マネー
 - (一) QUICPay+

(二)	交通系IC
(三)	楽天Edy
(四)	WAON
(五)	nanaco
3 次に掲げるコード決済	
(一)	SmartCode
(二)	PayPay
(三)	d払い
(四)	楽天ペイ
(五)	Alipay
(六)	WeChat Pay
五 指定納付受託者の指定の期間 令和七年六月十六日から令和十二年十二月三十一日まで	

公 告

● 行政文書の開示の実施状況
山梨県情報公開条例（平成十一年山梨県条例第五十四号）第三十七条第二項の規定により、令和六年度における各実施機関の行政文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和七年七月十日

一 行政文書の開示の状況
山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

開示決定	開示請求		
	合計	全部開示決定	一部開示決定
不開示決定	四九件	四三〇件	一四五件

取下げ	四七件
審査請求	〇件
審査請求に対する裁決	〇件

二 実施機関別の請求の状況

知事	五七三件
議会	一三件
教育委員会	三二件
選挙管理委員会	九件
公営企業管理者	八件
警察本部長	二九件
地方独立行政法人山梨県立病院機構	三件
道路公社	五件

● 個人情報保護法等の施行状況

山梨県個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和四年山梨県条例第五十号）第二十条第二項の規定により、令和六年度における各実施機関の個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び山梨県個人情報保護の保護に関する法律施行条例の施行状況を次のとおり公表する。

令和七年七月十日

一 個人情報の保護に関する法律及び山梨県個人情報保護の保護に関する法律施行条例の施行状況
山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

個人情報ファイル簿の件数	三四七件
条例個人情報ファイル簿の件数	六三二件
開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数	二一四件
開示請求、訂正請求及び利用停止請求の処理状況	二一四件
審査請求の件数	一件
審査請求の処理状況	四件
簡易な手続きによる提供の件数	一四、二六六件

二 実施機関別の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の状況

知事	五一件
教育委員会	八件
人事委員会	三件
警察本部長	五八件
地方独立行政法人山梨県立病院機構	九四件

三 実施機関別の簡易な手続きによる提供の状況

知事	一三五件
教育委員会	三、五二七件
人事委員会	二五五件

警察本部長	一〇、二九三件
地方独立行政法人山梨県立病院機構	四八件
公立大学法人山梨県立大学	八件

● 特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、指定しようとする特別保護地区の名称、区域等の案を次のとおり公告し、この公告の日から令和七年七月二十四日まで縦覧に供する。

令和七年七月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 金峰山特別保護地区

1 特別保護地区の名称

金峰山特別保護地区

2 特別保護地区の区域

甲府市有林第百八林班た小班、第百九林班に小班、同林班は小班の標高二千百メートル以上の区域、第百十七林班ぬ、る、わ、か、よ及びた小班、第百十八林班ぬ小班の標高二千二百メートル以上の区域、同林班る、わ、か、た、れ、そ及びつ小班、同林班よ小班的の標高二千三百メートル以上の区域、第百十九林班た、れ、そ、つ、ね及びな小班、同林班ら小班的の標高二千百六十メートル以上の区域並びに第百二十林班に、ほ及びへ小班

3 特別保護地区の存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた地域は、金峰山（標高二千五百九十九メートル）を中心とした亜高山帯の地域である。自然公園法による秩父多摩甲斐国立公園の指定を受けており、多様な野生動植物に恵まれており、当該地区を含む関東山地一帯はニホンカモシカ保護地域に指定されている。

当該地域の植生は、金峰山山頂付近はハイマツが優占したコケモモ・ハイマツ群集であり、その下部にはシラビソ、オオシラビソ等の針葉樹林が優占し、部分的にダケカンバ等の広葉樹林がみられる。

また、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ及びニホンカモシカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、テン等が、小型哺乳類では、オコジョ等が確認され、鳥類では、高山から亜高山にかけて生息するホシガラス、イワヒバリ、カヤクグリ、メボソムシクイ、ルリビタキ、ウン等がみられる。

以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 特別保護地区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 当該区域においては、ニホンジカによる希少植物等の食害により生物多様性が損なわれていることから、鳥獣の生息環境の保全を図るため、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、ニホンジカの生息数を適正な水準に減少させるよう努める。

(3) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所

山梨県森林環境部自然共生推進課及び山梨県中北林務環境事務所

二 鶏冠山特別保護地区

1 特別保護地区の名称

鶏冠山特別保護地区

2 特別保護地区の区域

県有林第五十七林班及び第五十八林班

3 特別保護地区の存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

- (一) 鳥獣保護区の指定区分
大規模生息地の保護区
- (二) 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた地域は、鶏冠山（標高二千百十五メートル）等を中心とした亜高山帯の地域である。自然公園法による秩父多摩甲斐国立公園の指定を受けており、多様な野生動植物に恵まれており、当該地区を含む関東山地一帯は、ニホンカモシカ保護地域に指定されている。

当該地域の植生は、鶏冠山及び木賊山（標高二千四百六十八メートル）山頂付近にシラビソ、オオシラビソ等の針葉樹林が発達し、その下部で部分的にダケカンバ等の広葉樹林が発達しており、さらにその下部にはクリ及びミズナラの林が分布している。

また、当該地域の獣類として、大型哺乳類では特別天然記念物に指定されているニホンカモシカをはじめ、中型哺乳類ではノウサギ等、小型哺乳類ではニホンリス、オコジョ等が確認されている。鳥類では、クマタカ、ホシガラス、ルリビタキ、メボソムシクイ等が確認されている。

以上の地域のうち、最も固有の生態系を有する中核的な地域を特別保護地区に指定することで鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 特別保護地区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 当該区域においては、ニホンジカによる希少植物等の食害により生物多様性が損なわれていることから、鳥獣の生息環境の保全を図るため、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、ニホンジカの生息数を適正な水準に減少させるよう努める。

(3) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所

山梨県森林環境部自然共生推進課及び山梨県峡東林務環境事務所

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年七月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社アルペン 代表取締役 水野敦之 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目九番四十号 外二者二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 洋服の青山甲府店・スポーツ・デポ甲府店 山梨県甲府市上阿原町三百八十七番地 外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代

表者の氏名

変更前	変更後
株式会社アルベン 代表取締役 水野泰三 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目九番四十号 外一者	株式会社アルベン 代表取締役 水野敦之 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目九番四十号 外二者

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社アルベン 代表取締役 水野泰三 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目九番四十号 外二者	株式会社アルベン 代表取締役 水野敦之 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目九番四十号 外二者

- 3 変更の年月日 平成二十八年九月二十八日 外
届出年月日 令和七年六月二十四日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和七年十一月十日まで

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（馬場堤地区 防災重点農業用ため池緊急整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和七年七月十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和七年八月八日まで
- 三 縦覧場所 韮崎市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和七年八月二十五日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和八年一月十三日まで

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年七月十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
 - (一) 名称 土砂災害警戒情報システム改修業務委託
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県県土整備部砂防課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和七年六月十二日
- 四 随意契約の相手方
 - (一) 名称 中電技術コンサルタント株式会社東京支社
 - (二) 住所 東京都港区元赤坂一丁目二番七号
- 五 契約金額 三千九百六十六万六千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 土砂災害警戒情報システム再構築業務の受託者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関

する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年七月十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 落札に係る役務

(一) 名称 山梨県手数料等収納キャッシュレス決済端末等導入及び指定納付受託業務

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県出納局会計課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 令和七年六月九日

四 落札者

(一) 名称 山梨中銀デイーシーカード・ジェーシービー・ポスタス・山梨中銀リース

共同事業体

(二) 住所 山梨県甲府市武田二丁目九番四号

五 落札金額 八千八百六十一万四千四百円

六 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和七年四月十四日

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第三十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示（昭和四十四年山梨県選挙管理委員会告示第七号）の一部を次のとおり改正する。

令和七年七月十日

山梨県選挙管理委員会

委 員 長 秋 山 洋

表中「南巨摩郡身延町梅平三、一八〇番地の二」を「南巨摩郡身延町梅平二四八番地一二二」に改める。

その他

山梨県労働委員会告示第二号

当委員会は、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、次のとおりあつせん員候補者を告示する。

令和七年七月十日

山梨県労働委員会

会 長 堀 内 寿 人

氏 名	経 歴	委 嘱 年 月 日
堀内寿人	弁護士 第四十三・四十四期山梨県労働委員会会長代理 第四十五・四十六期山梨県労働委員会会長	令和元年七月一日
甲光俊一	弁護士 第四十五・四十六期山梨県労働委員会会長代理	令和五年七月六日
赤池幸江	特定社会保険労務士 第四十二・四十三・四十四・四十五・四十六期山梨県労働委員会公益委員	平成二十九年七月三日
窪田哲也	公認会計士 第四十三・四十四・四十五・四十六期山梨県労働委員会公益委員	令和元年七月一日
齋藤雅代	山梨学院大学教授 第四十一・四十二・四十三・四十四・四十五・四十六期山梨県労働委員会公益委員	平成二十七年七月二日
杉原孝一	TDK労働組合甲府支部支部長 第四十三・四十四・四十五・四十六期山梨県労働委員会労働者委員	令和元年七月一日
大石正哉	NTT労働組合東京総支部山梨県域分会支部長 第四十五・四十六期山梨県労働委員会労働者委員	令和五年七月六日

木下昭英	東京電力労働組合山梨地区本部執行委員長 第四十六期山梨県労働委員会労働者委員	令和七年七月二日
深野和代	連合山梨スクラムユニオン書記長 第四十六期山梨県労働委員会労働者委員	令和七年七月二日
宮下竜三	連合山梨事務局長 第四十三・四十四・四十五・四十六期山梨県労働委員会労働者委員	令和元年七月一日
早川幸夫	山梨県経営者協会専務理事 第四十五・四十六期山梨県労働委員会使用者委員	令和五年七月六日
網倉義久	網倉義久司法書士事務所代表 第四十五・四十六期山梨県労働委員会使用者委員	令和五年七月六日
浦田勉	浦田勉税理士事務所代表 第四十四・四十五・四十六期山梨県労働委員会使用者委員	令和三年七月一日
栗山直樹	株式会社栗山商店取締役会長 第四十二・四十三・四十四・四十五・四十六期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十九年七月三日
花田智	甲府商工会議所理事・事務局長 第四十六期山梨県労働委員会使用者委員	令和七年七月二日
望月等	山梨県労働委員会事務局長	令和七年四月十六日
藤森淳	山梨県労働委員会事務局次長	令和七年四月十六日